

改正 平成25年8月26日

改正 令和3年10月18日

(目的)

第1条

この要綱は、著作権法37条および八王子市図書館条例施行規則(昭和59年八王子市教育委員会規則第8号)第2条第1号コに基づいて、八王子市図書館(以下「図書館」という。)の資料等を利用することがそのままでは困難な障害者等に対して、音訳資料を作成し提供することにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(音訳資料)

第2条

図書館の音訳資料は次のものをいう。

- (1)図書館の発行する障害者向けの雑誌類を音訳したテープ図書・DAISY図書として作成したもの。
- (2)図書館の発行する障害者向けの地域資料を音訳したテープ図書・DAISY図書として作成したもの。
- (3)障害者から依頼を受けて作成したテープ図書・DAISY図書で図書館所蔵したもの。

(音訳資料の作成基準)

第3条

音訳資料の作成にあたっては、別に定める「録音順序マニュアル(テープ図書・DAISY図書)」に基づくものとし、雑誌類等については図書館の指示により作成するものとする。

(音訳資料の作成)

第4条

図書館は音訳資料の作成にあたっては、次の手順によって行うものとする。

(1)音訳資料の選定

音訳する資料については、広く市民利用者に供するもので、図書館所蔵に相応しいものとする。

(2)音訳資料の作成者

音訳資料を作成するにあたっては、東京都あるいは八王子市の主催する朗読(音訳)のための研修を修了した者で、図書館に登録した者とする。

(その他)

第5条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。